

交渉結果報告書

市長公室人事課

交渉内容 2019賃金確定要求書の回答等について
交渉日時 令和元年11月21日(木) 15時00分～17時45分
交渉場所 宇治市職員会館 2階大会議室
交渉出席者 当局側 宇野副市長 脇坂市長公室長 北尾市長公室副部長 波戸瀬人事課長
西川人事課副課長 岡野同課人事研修係長 渡邊同課給与係長
組合側 東執行委員長 副執行委員長 書記長 書記次長他執行委員等 計13人

概要	要
組合の主張	<p>2019賃金確定要求書の回答等を行った。</p> <p>① 配偶者に係る扶養手当について、民間の給与実態調査結果と現行の支給額はほぼ同額であるため、引き下げる理由はない。民間に準じていない国に追随することは認められない。また、子に係る扶養手当については、子育て支援の施策であるなら引き上げるべきである。</p> <p>② 宇治市の住居手当に対する当局の考え方を示すことを求める。持家の住居手当については、全国の中には支給をしている他団体があることも踏まえて、再度検討することを求める。</p> <p>③ ファミリーサポート休暇について、職員によっては深刻な状況があるので、取得要件の拡充について検討することを求める。</p>
当局の主張	<p>① 配偶者に係る扶養手当を引き下げるべきではないとの組合の指摘は理解しているが、子に係る扶養手当の引上げのみを実施することは困難である。</p> <p>② 持家の住居手当については、国と異なる方向性について検討してきたが、京都府内で支給している他団体がないこと、また全国的にも廃止している団体が増えていることを踏まえると、廃止せざるを得ないと考えている。</p> <p>③ 平成30年度から取得要件の見直しを行ったところであるが、引き続き検討を行う。</p>